

地域指定年度	[北房:昭和46年度] [落合:昭和45年度] [久世:昭和47年度] [勝山:昭和47年度] [美甘:昭和46年度] [湯原:昭和46年度] [八束:昭和44年度] [川上村:昭和45年度] [中和:昭和46年度]
計画策定年度	[北房:昭和48年度] [落合:昭和47年度] [久世:昭和48年度] [勝山:昭和48年度] [美甘:昭和48年度] [湯原:昭和48年度] [八束:昭和46年度] [川上村:昭和47年度] [中和:昭和47年度]
計画見直し年度	[北房:昭和51年度、平成10年度] [落合:昭和51年度、昭和55年度、平成6年度、平成17年度] [久世:昭和61年度、平成8年度] [勝山:昭和54年度、平成3年度、平成10年度] [美甘:昭和53年度、平成8年度] [湯原:昭和51年度、昭和57年度、平成6年度、平成13年度] [八束:昭和50年度、昭和55年度、平成元年度、平成10年度] [川上:昭和50年度、昭和55年度、昭和61年度、平成7年度] [中和:昭和49年度、平成3年度、平成11年度] [真庭(統合):平成24年度]

## 真庭農業振興地域整備計画書

平成24年8月

岡山県真庭市

## 目 次

	ページ
<b>第1 農用地利用計画</b> .....	1
1 土地利用区分の方向 .....	1
(1) 土地利用の方向 .....	1
ア 土地利用の構想 .....	1
イ 農用地区域の設定方針 .....	3
(2) 農業上の土地利用の方向 .....	5
ア 農用地等利用の方針 .....	5
イ 用途区分の構想 .....	6
ウ 特別な用途区分の構想 .....	7
2 農用地利用計画 .....	7
 <b>第2 農業生産基盤の整備開発計画</b> .....	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....	8
2 農業生産基盤整備開発計画 .....	1 1
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	1 1
4 他事業との関連 .....	1 1
 <b>第3 農用地等の保全計画</b> .....	1 2
1 農用地等の保全の方向 .....	1 2
2 農用地等保全整備計画 .....	1 2
3 農用地等の保全のための活動 .....	1 3
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	1 3
 <b>第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</b> .....	1 4
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	1 4
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 .....	1 4
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	1 5
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 .....	1 5
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	1 7
 <b>第5 農業近代化施設の整備計画</b> .....	1 8
1 農業近代化施設の整備の方向 .....	1 8
2 農業近代化施設整備計画 .....	1 9
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	1 9

<b>第6</b>	<b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b> .....	2 0
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 .....	2 0
2	農業就業者育成・確保施設整備計画 .....	2 0
3	農業を担うべき者のための支援と活動 .....	2 0
4	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	2 0
<b>第7</b>	<b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b> .....	2 1
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標 .....	2 1
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 .....	2 1
3	農業従事者就業促進施設 .....	2 1
4	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	2 1
<b>第8</b>	<b>生活環境施設の整備計画</b> .....	2 2
1	生活環境施設の整備の目標 .....	2 2
2	生活環境施設整備計画 .....	2 2
3	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	2 2
4	その他の施設の整備に係る事業との関連 .....	2 2
<b>第9</b>	<b>付図</b> .....	別添
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）	
<b>別記</b>	<b>農用地利用計画</b> .....	2 4
(1)	農用地区域 .....	2 4
ア	現況農用地等に係る農用地区域 .....	2 5
イ	農業用施設用地に係る農用地区域 .....	1 3 5
ウ	山林・原野等に係る農用地区域 .....	1 5 0
(2)	用途区分 .....	1 5 1

## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

##### ①地域の位置

真庭市は、9町村（旧真庭郡8町村及び旧上房郡1町）の合併によって平成17年3月31日に誕生した。

本市は、岡山県の北部で中国山地のほぼ中央に位置し、北は鳥取県に接し、東西に約30km、南北に約50kmの広がりを見せている。総面積は、約828k㎡で岡山県の約11.6%を占めることになり、県下で土地活用の可能性が最も大きな市である。

交通網については、中国自動車道（昭和50年開通）、米子自動車道（平成4年開通）、岡山自動車道（平成9年開通）の広域高速交通網の整備により、5つの高速道路インターチェンジが設けられ、岡山、米子へは約1時間、高知、大阪へは約2時間、福岡へは約4時間半と到達可能な位置であるとともに、日本海から太平洋の南北方向、近畿から四国・九州地域への東西方向の交通拠点となっている。

##### ②自然的条件

本市は前述のとおり、県下最大の面積を有し、各地域における地理的条件、気象条件も様々であることから、地域の特徴を活かした農業経営が行われている。

また、本市は岡山県の三大河川の一つである旭川の源流地域であり、この旭川が市のほぼ中央部を支流と合流しながら南下している。

本市の北部は、大山隠岐国立公園の一部であり、「蒜山三座」をはじめ津黒山など標高1,000m級の山々が鳥取県との県境を形成している。その山麓の南側には蒜山高原や津黒高原などの広大な高原地帯が広がり、牧歌的な高原風景を醸し出しており、旭川に沿って農用地が形成されている。

本市の中部は、山間地域で、旭川に沿って温泉、滝などの多くの観光資源があり、流域南部には平坦部が広がり、農用地及び商業地・工業地が形成されている。

気候については、南北に長大で標高差が大きい地形特性から、気象条件が異なり、北部は積雪寒冷地帯及び豪雪地帯に属する一方、南部は温暖少雨の内陸性気候となっている。

##### ③土地利用の現況

本市の土地利用の状況は、総面積828k㎡のうち山林が652k㎡（78.8%）を占め、次いで田畑69k㎡（8.4%）、宅地が27k㎡（3.3%）となっている。本市は、県内の平均値よりも山林の占める割合が高く、農地や宅地は河川沿いや山間・中山間地域に点在している。

市の北部は、農業と観光が主体となっており、広大な高原地帯には大規模な野菜生産や酪農が営まれ、多くの観光リゾート施設が立地している。中部には、「美作三湯」の1つである湯原温泉郷に代表される質の高い温泉や神庭の滝などがあり、豊かな自然や地域資源と一体となった観光エリアが形成されている。また、南部に広がる市街地には、行政、文化、商工業、住宅、医療等の諸機能が集積し、市の生活拠点としての役割を担っている。

本市の農業振興地域は、真庭市の区域 82,843ha から、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域 461ha、規模の大きな森林 28,963ha、自然公園法に基づく国立公園の特別地域 4,269ha 及び、その他 823ha を除いた 48,327ha である。

#### ④地域人口の動向等

平成 17 年 3 月 31 日に 9 町村が合併し、真庭市が誕生した。合併時の人口は 51,782 人で昭和 50 年をピークに減少している一方、世帯数は平成 12 年の国勢調査まで増加傾向にあったが、平成 17 年の調査では減少に転じている。また、人口に占める 65 歳以上の高齢人口は平成 22 年で 16,512 人で、高齢化率は 33.7% と高い割合となっており、高齢化の一層の進行が進むと予想される。真庭市の 10 年後（平成 32 年）の推計人口は、47,000 人が推計され、将来、農地保全の観点からも農業従事者の確保が必要となることから、担い手、集落営農組織などへの農地の集積を推進する。

#### ⑤土地利用の構想

農用地利用の方向については、優良農地の確保を基本としながら、農業振興地域制度の適正な運用や、厳格化された農地転用許可制度遵守による、編入促進や転用の抑制を図る必要がある。また、農業経営の安定性を確保するため、農業基盤の整備による作業の省力化・効率化、さらに農用地の利用集積による規模拡大等を行い、生産性の向上に努める。また、水田における保水機能など農地の多面的機能が、国土保全に果たす役割を維持することから、各種施策を通じて耕作放棄地の発生の抑制と再生利用及び優良な農用地の確保を積極的に推進する。

鉱物資源の採掘により農地を失うこととなるが、採掘跡地を農用地に再生し、集積された一団の農地としての利用集積を積極的に図る。

農業振興地域の土地利用状況

単位:ha、%

年次	区分	農用地 (採草放牧地を含む)		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工業用地		その他		計	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成22年)		7,671.5	15.9	93.1	0.2	31,477.7 (-)	65.1	1,421.7	2.9	62.1	0.1	7,600.9	15.8	48,327.0	100.0
目標 (平成32年)		6,763.7	14.0	93.1	0.2	32,326.2 (-)	66.9	1,466.5	3.0	62.1	0.1	7,615.4	15.8	48,327.0	100.0
増減		△907.8	-	-	-	848.5	-	44.8	-	-	-	14.5	-	-	-

(注). ( ) 内は混牧林地面積である。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域の現況農用地約 7,671.5ha のうち、次の a~b に該当する農用地と、それ以外の農用地であって農業振興を図る上で農業上の利用を確保する必要がある農用地を、農用地区域に設定する方針である。

#### a 集団的に存在する農用地

- ・ 10ha 以上の集団的な農用地

#### b 土地改良事業またはこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある農地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成（昭和 53 年以前の年度にその公示に着手した開墾建設工事を除く）
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

#### c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 果樹や花き等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
- ・ 高収益をあげている野菜、花きのハウス団地
- ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人等が集積することとされている農用地
- ・ 中山間地域等直接支払制度交付金の対象農用地
- ・ 農地・水保全管理支払交付金の対象農用地

#### d c の土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない。

- (1) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、保全又は復旧を図ることが困難な農用地。
- (2) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地。

本地域内にある農用地 7,671.5ha のうち、おおむね次に掲げる農用地 2,086.8ha 以外の農用地 5,584.7ha について、農用地区域を設定する。

- |  |           |
|--|-----------|
| 1) 鉱物資源採掘予定地の農用地                               | 14.5ha    |
| 2) 集落区域内に介在する小規模な農用地                           | 120.6ha   |
| 3) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地 | 1,951.7ha |
| ①急傾斜地に存在する農用地                                  | 342.1ha   |
| ②山間谷間等で、将来山林原野化すると認められる農用地                     | 848.5ha   |
| ③中心集落の整備に伴って拡張対象となる集落周辺の農用地                    | 44.8ha    |
| ④小規模、点在する集団性のない農用地                             | 716.3ha   |

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある 2.3ha については農用地区域に設定する。(土地改良施設用地については、農地の面積に含める。)

土地改良施設の名称	位置(集落名)	面積(ha)	土地改良施設等の種類
県営ほ場整備事業	中福田－富掛田－山根	1.2	道路・水路
第1次構造改善事業	石原－堀ノ内	0.3	〃
小規模土地改良事業	神の毛－高屋	0.8	〃
計		2.3	

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地 93.1ha のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの 68.3ha を農用地区域として設定する。

位置	面積(ha)	位置	面積(ha)
川上地区	9.5	美甘地区	1.0
八束地区	11.3	久世地区	0.3
中和地区	2.3	北房地区	1.9
湯原地区	3.7	落合地区	34.8
勝山地区	3.5		

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある鉱物資源採掘跡地 30.4ha を有効に活用するため、下記のとおり農用地区域として設定する。

土地の種類(地目)	所在(位置)	所有権又は管理者	面積	利用しようとする用途	備考
原野・田	八束・戸谷	個人	3.6ha	牧草地	
原野	八束・中野	個人・市	16.4ha	畑 4.2ha 牧草地 12.2ha	
原野	八束・下長田	個人・市	10.4ha	牧草地	
計			30.4ha		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市では、自然条件や地理的条件等を考慮し、地域の特性に応じた作物等の生産振興とともに、農地の流動化を促進し、認定農業者・集落営農組織等の担い手へ農用地の集積を推進する。

農用地利用計画

(単位：ha)

区分 地域・地区		農地			採草放牧地			混牧林地		
		現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
北 部	川 上	562.4	562.4	0.0	363.3	363.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	八 束	825.6	856.0	30.4	583.4	583.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	中 和	247.1	247.1	0.0	18.9	18.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	小 計	1,635.1	1,665.5	30.4	965.6	965.6	0.0	0.0	0.0	0.0
中 部	湯 原	417.1	417.1	0.0	19.8	19.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	勝 山	391.5	391.5	0.0	72.6	72.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	美 甘	241.0	241.0	0.0	3.3	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	久 世	299.1	299.1	0.0	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	小 計	1,348.7	1,348.7	0.0	97.2	97.2	0.0	0.0	0.0	0.0
南 部	北 房	633.4	633.4	0.0	2.4	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	落 合	868.8	868.8	0.0	33.5	33.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	小 計	1,502.2	1,502.2	0.0	35.9	35.9	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	4,486.0	4,516.4	30.4	1,098.7	1,098.7	0.0	0.0	0.0	0.0	

(単位：ha)

区分 地域・地区		農業用施設用地			計			森林原野等
		現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
北 部	川 上	9.5	9.5	0.0	935.2	935.2	0.0	—
	八 束	11.3	11.3	0.0	1,420.3	1,450.7	30.4	30.4
	中 和	2.3	2.3	0.0	268.3	268.3	0.0	—
	小 計	23.1	23.1	0.0	2,623.8	2,654.2	30.4	30.4
中 部	湯 原	3.7	3.7	0.0	440.6	440.6	0.0	—
	勝 山	3.5	3.5	0.0	467.6	467.6	0.0	—
	美 甘	1.0	1.0	0.0	245.3	245.3	0.0	—
	久 世	0.3	0.3	0.0	300.9	300.9	0.0	—
	小 計	8.5	8.5	0.0	1,454.4	1,454.4	0.0	—
南 部	北 房	1.9	1.9	0.0	637.7	637.7	0.0	—
	落 合	34.8	34.8	0.0	937.1	937.1	0.0	—
	小 計	36.7	36.7	0.0	1,574.8	1,574.8	0.0	—
合 計		68.3	68.3	0.0	5,653.0	5,683.4	30.4	30.4

## イ 用途区分の構想

## (ア) 北部地域

北部地域は大山隠岐国立公園の一角を形成する蒜山三座をはじめとした県境の中国山地の山麓の南側に位置する高原状の盆地にあり、農用区域内の現況農用地は2,600.7haで、そのうち田が1,016.9ha、畑が618.2ha、採草放牧地が965.6haを占める。

川上地区と八束地区は旭川沿いを中心に農地が整備されており、水田条件に恵まれている。また山麓の南側には畑地を含めた広大な農地が広がり、当地域の冷涼な気候を活かした生産が行われている。農業形態としては、水稻、酪農、野菜、施設野菜、花き、そばを主体とした経営が行われている。中でも当地区は酪農が盛んで、ジャージー牛の飼養頭数は日本一を誇っている。

中和地区においても可能な範囲で基盤整備は完成されている。当地区は、旭川の支流である下和川沿いに農地が開けており、地区の中北部は比較的平坦で団地性に富んだ農地が多い。農業形態としては、水稻、野菜、施設野菜を主体とした経営が行われている。北部地域においては今後生産振興のため、地域の特徴を活かし、担い手及び農業後継者の育成確保、作業効率化による低コスト農業等の推進を図り、農用地の効率的な利用を推進する。

また、鉱物資源の採掘により農地を失うことになるが、採掘跡地30.4ha全てを畑地に再生し、集積された一団の農地としての利用集積を積極的に図る。

#### (イ) 中部地域

中部地域の農用地区域内の現況農用地は1,445.9haで、そのうち田が1,187.7ha、畑が161.0ha、採草放牧地が97.2haを占める。のどかな山間地域に集落が立地し、一方で、湯原温泉郷や農村型リゾート施設、出雲街道の宿場町のたたずまいなどを残している。

湯原地区は、旭川及び支流の河川に沿って農地が開けている。農業形態としては、水稲、野菜、施設野菜、大豆を主体とした経営が行われている。

美甘地区と勝山地区は山林の占める割合が多く、旭川及びその支流、新庄川・月田川に沿って農業が営まれている。農業形態としては、水稲、野菜、施設野菜、果樹、花き、お茶を主体とした経営が行われている。

久世地区においては地区南部の農地は平坦で恵まれているが、地区北部の農地は目木川、余野川沿いに僅かに点在しているだけである。農業形態としては、水稲、野菜、施設野菜、果樹、花きを主体とした経営が行われている。

当地域は、林野率が高く山間丘陵地に点在した農用地は耕作放棄地が多いことから、農業を継続している農地の利用集積を図り、地域の特性を活かした作目の生産振興を図る。

#### (ウ) 南部地域

南部地域の農用地は大部分が旭川及び備中川沿いの平坦部に集中して存在しており、文化、商工業、医療・福祉等の機能集積が進んでいる地域である。農用地区域内の現況農用地は1,538.1haでそのうち田が1,302.1ha、畑が200.1ha、採草放牧地が35.9haを占める。

北房地区、落合地区ともに、農地は、旭川、備中川、河内川、中津井川の流域に団地化されている。農業形態としては、水稲、野菜、施設野菜、果樹、酪農、肉用牛を主体とした経営が行われている。

当地域は、集落営農が盛んであることから、既存農用地及び耕作放棄地の再生による利用集積を推進し、生産性の向上を図る。

#### ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農用地は、旭川及びその支流域に広がる比較的平坦で団地性のある農業生産基盤整備済の水田を除いては、山間部に点在する不正形な田畑が大半である。農業者の高齢化と担い手不足により山間地域の田畑においては耕作放棄地のさらなる増加が見込まれる。

こうした状況を打破するため、引き続き広域整備計画に基づく運用をしていくほか、それぞれの地域の特性にあった中山間地域等直接支払制度等の各種農業施策のさらなる充実を図っていく。

また、集落営農の高度化や農業機械の共同利用、農業用施設等の長寿命化を図り、既存施設を有効に活用するストックマネジメント等を推進し、農業生産コストの低減及び生産性の向上を図る。

#### (1) 北部地域

##### (ア) 川上地区

本地区の農用地の大半は、東西に流れる旭川沿いにかけており、北部、南部にあつては小区画、不正形な農地が点在している。

団体営ほ場整備事業、転作促進特別対策事業、県営ほ場整備事業により、農業生産基盤整備が完了している。

また、公社営畜産基地建設事業により草地等の基盤整備も実施している。

今後も生産性の高い農業を維持するため、耕種農家と畜産農家の連携強化等農用地の高度利用を推進し、中核農家の生産基盤の確保を図る。

##### (イ) 八束地区

本地区の農用地は、旭川及びその支流沿いに水田が団地化されており、高原部には畑、山麓部には採草放牧地が集中している。

県営ほ場整備事業、第1次、第2次農業構造改善事業等により、農業生産基盤整備が完了している。今後は水路の改修による農用地等の保全を図る。

今後も生産性の高い農業を維持するため、耕種農家と畜産農家の連携強化等による農用地の高度利用を推進し、中核農家の生産基盤の確保を図る。

##### (ウ) 中和地区

本地区の農用地は、旭川の支流である下和川沿いにかけている。中北部は比較的平坦で団地性に富んでいるが、南部にあつては小区画、不正形な農用地が点在している。

構造改善事業、団体営土地改良事業、団体営ほ場整備事業等により平坦部については、農業生産基盤整備が完了している。

今後は、集落営農等による農用地の高度利用を推進し、中核農家の育成を図る。

## (2) 中部地域

### (エ) 湯原地区

本地区の農用地は、旭川及びその支流の河川に沿って点在している。

構造改善事業、団体営土地改良事業、団体営ほ場整備事業、県営ほ場整備事業により平坦部については、農業生産基盤整備が完了している。

今後は、集落営農等や農業生産の団地化等を進めるとともに、農業機械の共同利用によるコストの低減を図る。

### (オ) 勝山地区

本地区の地形は起伏に富み急峻で山林が全体の85%を占め、旭川及びその支流、新庄川・月田川に沿って開けた小盆地とこれらを囲む山々の間に農用地が点在している。

小規模土地改良事業、団体営ほ場整備事業、中山間地域総合整備事業等により平坦部については、農業生産基盤整備が完了している。

今後は、集落営農等や農業生産の団地化等を進めるとともに、農業機械の共同利用によるコストの低減を図る。

### (カ) 美甘地区

本地区の農用地は、新庄川、鉄山川とその支流沿いに点在している。

小規模土地改良事業、団体営ほ場整備事業、県営ほ場整備事業等により平坦部については、農業生産基盤整備が完了している。

今後は、既存の農用地を基盤として農用地の流動化を図るとともに、集落営農等による農業の省力化、生産性の向上、経営規模拡大を図る。

### (キ) 久世地区

本地区の農用地の大部分は地区の南部に団地化されており、北部においては目木川、余野川沿いに僅かに点在している。

農業構造改善事業、農村総合整備モデル事業、団体営土地改良事業、山村振興事業等により平坦部については農業生産基盤整備が完了している。

今後は、収益性の高い農業の実現を目指すため、農業機械の共同利用によるコスト低減を図るとともに、少量多品目生産を推進し、既存の農用地の高度利用を図る。

### (3) 南部地域

#### (ク) 北房地区

本地区の農用地は、備中川、中津井川及び中小河川の流域に沿った水田及び畑が団地化されている。

小規模土地改良事業、土地改良総合整備事業、中山間地域農村活性化総合整備事業等により、平坦部については農業生産基盤整備が完了している。今後は水路の改修、ため池の整備による農用地の保全も図る。

今後も集落営農等の高度化を図り、農業の省力化、生産性の向上、経営規模の拡大を推進するとともに、耕種農家と畜産農家の連携強化等による農用地の高度利用を図る。

#### (ケ) 落合地区

本地区の農用地は、旭川、備中川、河内川等、河川流域に水田が団地化されており、山間には畑が点在している。

小規模土地改良事業、団体営土地改良事業、中山間地域総合整備事業等により、平坦部については農業生産基盤整備が完了している。今後は水路の改修等による農用地の保全を図る。

今後も集落営農等の高度化を図り、農業の省力化・効率化を推進するとともに、耕種農家と畜産農家の連携強化等による農用地の高度利用を図る。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
小規模土地改良事業	吉田水路改修工事	蒜山地区	5.0	1	L = 2,000m
小規模土地改良事業	古見水路改修工事	落合地区	5.0	2	L = 200m
小規模土地改良事業	一色水路改修工事	落合地区	30.0	3	L = 2,500m
小規模土地改良事業	田羽根水路改修工事	湯原地区	3.3	4	L = 60m
小規模土地改良事業	下長田揚水機改修工事	蒜山地区	4.2	5	1機
小規模土地改良事業	農道鹿田2工区舗装新設工事	落合地区	5.2	6	L = 110m W = 2.5m
小規模土地改良事業	農道平田3号線舗装新設工事		2.1	7	L = 181m W = 4.0m
小規模土地改良事業	各用排水路改良	市全域	-		
団体営事業	玄澤水路改修工事		46.2	8	L = 600m
団体営事業	阿口地区水路改修工事		5.0	9	L = 400m

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、木材生産の場としてだけでなく、水資源のかん養、環境保全などの面においても重要な役割を果たしている。そのため、今後整備される用排水施設、ため池等の開発にあつては、農業及び林業の振興と森林機能の保全等の関係を十分に考慮する必要がある。

また、今後、真庭市森林整備計画に従い、森林の健全性の確保に必要な間伐等の森林整備を計画的に推進する。

## 4 他事業との連携

引き続き広域整備計画に基づくライスセンター整備事業や、農産物集出荷施設整備事業等について農業協同組合と調整を図りながら、適切な運用を行う。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

本市の農用地面積は、農業以外の用途への転用や担い手不足等による耕作放棄地の増加等により、年々減少している。

農用地は、農業振興にとって最も基礎的な資源であるとともに、水資源のかん養や環境保全等の役割を果たしている。これらの多面的な機能を発揮・維持していくためには、関係法令の適切な運用により、無秩序な土地開発を防ぐとともに、担い手への農地の利用集積や集落営農の高度化の推進や有害鳥獣被害の防止等により、耕作放棄地の発生を防ぐ。さらに、用排水施設やため池等を整備して農用地の保全を図る。

また、企業等による大規模開発が計画される際は農用地以外の土地への誘導を優先するが、やむを得ず農用地で実施することとなった場合は、失われる農用地に匹敵する農用地を確保するため、農業委員会や農地利用集積円滑化団体と連携を図り、農地パトロールの強化による耕作放棄地の有効活用や農用地利用調整活動に取り組むことにより、新たな耕作放棄地が発生するのを防ぐとともに、平成24年度から実施される市の耕作放棄地再生事業を有効に活用し農用地所有者に対する農用地の利用集積の普及啓発活動を行いながら、特定農業法人や認定農業者による農用地の引き受けによって、優良農用地の確保及び保全を図る。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 番 号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
基幹水利施設 ストックマネジメント事業	北房ダム機能保全	北房地区	543.0	11	北房ダム機能 保全1式
ため池等整備事業	釜田池改修	北房地区	6.0	12	堤体工事1式
ため池等整備事業	三谷池改修	北房地区	5.2	13	堤体工事1式
ため池等整備事業	池田池整備	北房地区	3.0	14	堤体工事1式
鳥獣害防止対策事業	防護柵設置事業	市内全域		-	
鳥獣害防止対策事業	捕獲柵設置事業	市内全域		-	

### 3 農用地等の保全のための活動

近年増加している有害鳥獣の被害等で耕作放棄が進み農用地の機能が低下するのを防ぐため、防護柵や捕獲柵の設置事業等の被害防止活動の充実を図ると共に、農作業の受委託率の増加や、認定農業者、集落営農組織などの担い手への農地の利用集積を推進する。

また、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金の充実を図り、集落の共同取組活動を通じて耕作放棄を防止し、水源かん養等の多面的機能の維持と農用地等の保全を図る。市内に存在する耕作放棄地については各種施策等を利用して農用地に再生し、県内外の企業等の新たな担い手による農地としての利用を図る。

さらに、農用地の有効利用を図るため、作付けの団地化等の利用調整や大豆生産など水田の高度利用を推進する。

蒜山地区にある鉱物資源採掘跡地を農地に再生し、集積された一団の農地としての利用集積を積極的に図る。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林整備にあたっては、農用地の保全においても重要な役割を果たす、水源かん養、洪水や土砂崩れの防止といった、森林の多面的機能が発揮されるように配慮し、森林の健全性の確保に必要な間伐等の森林整備を計画的に推進するとともに、森林資源の活用などを推進し林業の振興を図る。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市における農業を職業として選択し得る魅力あるものとするため、本市の実態に即した農業経営の類型・目標を明らかにし、本地域の中核を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

具体的には、農業従事者が他産業従事者並みの年間農業所得(概ね400万円程度)と年間総労働時間(1,900時間程度)の水準の達成に向けて主要な営農類型の指標を定める。

また、本市の農家数は5,860戸で、うち販売農家戸数は3,761戸となっている。

農業従事者の高齢化、後継者不足等により農業を取り巻く現状は非常に厳しい状況である。各地域とも農地への資産保有意識も強く、農地の流動化は難しい状況にあり耕作放棄地は年々増加している。

こうしたことから、中山間地域である本市においては、地域農業を担う認定農業者の確保・育成を図り、地域の実情に即した集落営農の高度化を推進する。

また、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、地域ごとの将来の農業経営の目標を明確にし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

目標営農類型及び規模等

	営農類型	目標規模	主な作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標 面積 (ha)
個人	水稲	水田 3,894.6ha	水稲 2,156.6ha 牧草 454.1ha 大豆 107.9ha そば 70.1ha 小豆 30.1ha その他 1,075.8ha	8,233戸	100.0
	果樹専作	樹園地 60.6ha	ピオーネ簡易被覆 52.5ha	244戸	1.0
			梨 4.8ha		
			柿 3.3ha		
	花き専作	畑 483a	菊 180a	102戸	3.0
			ソリダゴ 187a		
			リンドウ 70a		
			クレマチス 46a		
	肉用牛	肉用牛 1,566頭 田・畑 89.2ha	肉用牛 1,446頭	123戸	0.5
			混播牧草 89.2ha		
酪農専作	乳用牛 4,337頭 育成牛 1,377頭	乳用牛(ホルスタイン) 1,737頭	56戸	3.0	
		育成牛(ホルスタイン) 432頭	60戸		
	畑 235.8ha	乳用牛(ジャージー) 2,911頭	116戸		
		育成牛(ジャージー) 795頭 牧草 235.8ha			
経営組織	水稲・大豆	水田 30.0ha	水稲 30.0ha	15戸	100.0
	水稲作業受託	水稲作業受託 30.0ha	大豆 30.0ha		

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地を効率的かつ安定的に利用するためには、担い手農家等への農用地の集積が重要である。そのため、真庭市農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）を中心として農業生産組織の育成強化を図り、担い手農家と兼業農家の連携を密にして、農業経営基盤強化促進事業による利用権設定、作業受委託を積極的に推進し、経営規模の拡大と安定化に努める。また、農業者の高齢化や後継者不足により利用率が低下している農地について、規模拡大を志向する認定農業者への利用集積を推進し、先進的経営感覚を備えた農業に意欲的な認定農業者の確保・育成に努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

意欲のある中核的担い手農家を中心に兼業農家を含めて、おおむねまとまりのある地域を中心に、農用地の流動化による担い手の農地の利用集積を積極的に推進し、作付けの集団化、農作業の効率化、経営規模の拡大を図る。

(1) 認定農業者の確保

認定農業者の確保については、基本構想確保目標数は達成しているが、今後も年間計画を作成し、それに基づいて市、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合、真庭農業普及指導センター等で組織する再生協議会が主体となって、認定農業者制度の普及、啓発、さらには女性の経営参画を視野に入れた家族経営協定の締結を推進し、新規認定農業者の確保に取り組む。

(2) 認定農業者の育成

認定農業者の育成については、再生協議会が主体となって認定農業者の要望等を把握し、ニーズに即した補助事業、制度資金の活用、農業簿記・税務処理等の各種研修会や先進地調査等を実施し、農業経営改善計画の達成を支援する。

(3) 集落営農の推進

真庭市農林業者技術者連絡協議会が主体となって、自分たちの集落内の農地は自分たちで守るという意識に基づく集落内での話し合いをすすめ、集落機能を生かした農地の利用調整を積極的に行い、集落を単位とした集落営農の高度化、法人化を推進する。

(4) 農作業の効率化対策の推進

農作業の効率化を図るため、農作業の共同化、機械の共同利用、作付けの集団化、作業単位の拡大などについて話し合い、これらに必要な利用権の設定、農作業の受委託を推進する。

(5) 利用権設定等促進事業の充実

農地利用集積円滑化事業等により白紙委任された農地を、認定農業者を中心とした規模拡大を要望している担い手農家に利用権設定することにより、農用地の荒廃や耕作放棄地の増加を防止し、農地の有効利用を図る。

(6) 農作業受委託の推進

農業生産コストの低減を図るため、兼業農家など小規模経営農家等から農作業の委託要望が高まっている田植え、稲刈り等の農作業について認定農業者や集落営農組織による受委託を推進する。

(7) 集団転作の推進

水田の保全管理面積が増加していることから、今後は水利体系を勘案しつつ、大豆、施設野菜、飼料作物等への転作を推進し、農地の有効利用を図る。

(8) 耕種農家、畜産農家連携の推進

畜産農家における良質な堆肥生産及び耕種農家での利用拡大を図るため、稲わら堆肥交換等の循環型農業を推進し、地力増進や地域環境の保全を図る。

また、稲ホールクroppサイレージ等の収穫調製等を担う飼料生産受託組織の育成強化を図り、積極的に耕作放棄地等を再生し飼料生産を拡大する。

(9) 鳥獣害防止対策の充実

農作物の有害鳥獣による被害は市内全域の山間部を中心に発生しており、年々増加していることから、防護柵設置事業、捕獲柵設置事業の充実を図り、地域住民等による電気牧柵等自衛体制の整備のほか、地域ぐるみでの追い払い（サルの接近警戒システム等）の推進により農作物被害の軽減を図る。

**3 森林の整備その他林業の振興との関連**

特になし。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

生産規模の拡大、省力化等を実現するために、各種近代化施設の整備と既存施設の有効利用を推進する。

個人の農業生産コストの低減を図るためにも、機械・施設の共同利用を推進し生産から流通までの一貫体制を確立する。

作目別推進構想は次のとおりである。

#### ① 水稻

農作業の合理化と省力化を促進するため、集落営農組織や担い手農家を中心に、生産規模に対応した高性能機械の導入及びライスセンターの有効利用を進める。

#### ② 野菜

大豆、大根、トマト、なす、きゅうり等の野菜産地を維持・強化するため、野菜集出荷施設の集約化及びパイプハウス等の栽培管理施設の整備を促進し、生産の安定、品質の向上、さらには新規栽培者の確保を図る。

流通販売面では、農協出荷を始めとし、さらには市内に点在する直売所間の情報及び流通ネットワークを構築することにより、高品質で安定的な販売と販路の拡大を図る。

#### ③ 果樹

高品質安定生産と経営規模の拡大を図るため、選果施設を整備して、共同選果を推進し、生産組織を強化する。また、特に本市全域で生産されているぶどうでは、パイプハウス等の栽培管理施設を導入する。

また、栽培管理の省力化と軽作業化のために、防除用機械等の共同利用を進める。

流通販売面では、農協出荷を始めとし、さらには市内に点在する直売所間の情報及び流通ネットワークを構築することにより、高品質で安定的な販売と販路の拡大を図る。

#### ④ 花き

産地を活性化させるため、栽培管理施設の整備を進めるとともに、選花施設の有効利用及び共同選花による出荷作業の省力化と競争力強化を図る。

#### ⑤ 肉用牛

地域内の生産基盤を有効活用した飼料自給率の向上を図るため、酪農施設の転用や低コスト牛舎の整備をすすめ、県内有数の肉用牛産地の維持・拡大を図る。また、既存草地の有効活用や簡易放牧機器の導入を推進する。

さらにジャージー牛は本市を代表する乳用種として全国へ確立されたブランドであるが、肉質において、肉用牛に近い特性を持っている。こうしたことからジャージー牛の肥育施設を活用した預託肥育を進める。

## ⑥ 乳用牛

生産効率向上に繋がる飼養管理施設・機械の整備を進めるとともに、高能率飼料生産機械の導入を推進し、飼料生産受託組織を育成する。

また、堆肥舎やストックヤード等の整備・改善を促進し、環境保全への配慮と耕種農家との連携を図る。

## 2 農業近代化施設整備計画

既存の施設を有効活用するほか、施設の整備、更新に当たっては、省エネルギー設備等の導入を検討する。

施設の種類	位置及び規模	受益戸数 (戸)	事業主体	事業費 (千円)	対図 番号
農林水産物直売・ 食材提供供給施設	真庭市中島 1棟 416㎡	3,339	真庭農業協同組合	85,499	21
農業管理センター	勝山地区	3,691	真庭農業協同組合	-	22
大規模乾燥調整貯蔵 施設	落合地区 湯原地区 八束地区	3,691	真庭農業協同組合	-	23
農産物集出荷施設	落合地区 八束地区	3,691	真庭農業協同組合	-	24
育苗施設	中和地区	5,000	真庭農業協同組合	-	25
農産物加工センター	落合地区 八束地区	5,000	第3セクター	-	26
パーク堆肥製造施設	落合地区	500	第3セクター	-	27

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

地域の農業は農業従事者の高齢化や後継者不足等により非常に厳しい状況におかれている。このような状況を打破するためにも、農家所得の増大を図るとともに中核的担い手農家、認定農業者を育成する。

また、新規就農者をはじめとした担い手の育成などを農業委員会、真庭農業協同組合、びほく農業協同組合及び真庭農業普及指導センター等と連携を密にして実施するとともに子どもたちにも農業体験等を通じて地域農業の重要性や食の安全等についての教育を推進する。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

農業の担い手確保の方策として、農業に対して関心や興味のある市内居住者を対象に、農業の基礎を学ぶことができる帰農塾等を実施し、農業者育成を図る。

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業を担うべき者の育成・確保のための具体的な活動については、関係機関が一体となって次の支援事項を積極的に行う。

- (1) 農業の技術・知識の習得への支援（ふる里めぐり支援事業）
- (2) 就農準備等に必要な資金の確保を図る支援
- (3) 生産基盤となる農地の集積・取得に対する支援（農地集積円滑化事業）
- (4) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援
- (5) 次代を担う農業者育成のための農業学習の推進（真庭いきいき帰農塾）
- (6) 新規就農者等担い手の確保・育成に対する支援（就農促進トータルサポート事業）
- (7) 農地の荒廃防止及び定住促進の推進（空き農家・空き農地情報バンク）

### 4 森林の整備その他林業振興との関連

林業従事者の大部分は農業との兼業者であり、営農技術、知識の習得と併せて安全な農作業に対する意識の高揚、就労環境の改善のため、諸研修等に参加できる体制整備を図る。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農用地の流動化と有効利用を進め、認定農業者等の育成や企業等の農業参入の促進による担い手の確保を図るとともに、市全体及び各地域において活力を維持するためには年々増え続ける兼業農家の安定的就業機会の確保を図る必要がある。

本市は、高速交通網が整備されていることをとらえて企業団地の造成、商業用地の確保を進め先端技術産業の誘致を積極的に行い、地元産業の活性化を促進し、就業機会の確保に努め、地域内、集落内の人材の流出を防ぎ、担い手の確保育成や、集落営農の高度化を図る。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

#### (ア) 農業従事者の就業意向を把握する対策

農業者の就業相談、就業意向調査等を実施し、潜在労働力の把握に努め、データベース化を図り、農業者のニーズにあった企業を誘致する。

#### (イ) 工業団地の整備と優良企業の誘致

水資源等の確保を進め、受け入れ体制を整備する。これにより高速交通時代に対応した先端技術産業や研究開発型企業等、本市の立地条件に適合した優良企業の誘致を積極的に進める。

特に、拠点都市地域である中部地域の農業従事者を中心とする就業機会の確保を図るため、市の総合計画で定める基本方針に従った流通業、製造業など農家が兼業できる企業を誘致する。

#### (ウ) 地域農林産物、地域資源を利活用した地場産業の振興

大豆、大根、椎茸等の地域の農林産物を生かした、より付加価値の高い製品の開発を助成する等、地場産業を育成し、直売所での販売を促進しながら雇用機会拡大を図る。

### 3 農業従事者就業促進施設

特になし。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

農業と林業の相互補かん機能を維持する。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

本市の農業は、専業農家の減少、兼業農家の増加による農業後継者不足、高齢化の進展や非農家の混住化等により、近年は集落内の活動が低下しつつある。そこで、若者の定住促進、担い手の育成を図るため、農業生産基盤と生活環境基盤の一体的整備による住みよい農村づくりを推進する。

なお、市内全域に整備されている集会所等を活用して地域内でのコミュニティ活動をより一層進める。

集落内活動の強化に伴い、安全性・利便性の向上を図るため、引き続き防災・防犯・交通安全施設等の点検、整備と生活道の改良・補修に努める。

### 2 生活環境施設整備計画

近年、情報通信技術の急速な進展により、全世界どこからでも大容量の情報通信が可能となり、家庭や地域にいながら多くの情報を得ることができる。一方で、都市と農山村、中心部と周辺部、若年層と高齢者などに、情報の格差が見受けられる。このような現状に対応していくため、引き続き高速情報通信システムの有効活用を推進する。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

市民をはじめ、都市住民、観光客の安らぎの場として、農村・山村の環境を維持・保全するため、農業と林業が一体となった環境整備に努める。

また、生活環境施設、住宅の新築・リフォームにあたっては、真庭市産材を極力使用されるよう、木の持つ落ち着き・温かみなどをPRするなど木材の消費拡大を推進する。

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

衛生的で文化的生活を享受するためには、上水道及び下水道等の污水处理施設の整備が不可欠である。生活の豊かさが実感できるよう市全域に対して上水道及び污水处理施設の整備を引き続き実施する。

## 第9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

時点 平成23年3月31日現在

#### ア 現況農用地に係る農用地区域

##### ① 現況農地等に係る農用地区域

次の表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内の土地であって、その現況が農地等であるもののうち同表「農用地区域に含める現況農地等の土地」欄に掲げる土地とする。

##### ② 現況採草放牧地に係る農用地区域

次の表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内の土地であって、その現況が採草放牧地であるもののうち同表「農用地区域に含める現況採草放牧地の土地」欄に掲げる土地とする。

#### イ 現況農業用施設用地に係る農用地区域

次の表の「区域の範囲」の欄に掲げる区域内の土地であって、その現況が農業用施設用地であるもののうち同表「農用地区域に含める現況農業用施設用地の土地」欄に掲げる土地とする。

#### ウ 現況森林・原野等に係る農用地区域

次の表の「区域の範囲」の欄に掲げる区域内の土地であって、その現況が、森林・原野等であるもののうち、「農用地区域に含める現況森林・原野等の土地」の欄に掲げる土地とする。

### (2) 用途区分

別添のとおり

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内の土地であって、その現況が農用地であるもののうち同表に掲げる土地について農用地区域とする。

①現況農地及び土地改良施設等の用に供される土地に係る農用地

地域名 ～区域名	区域の範囲	農用地区域に含める現況農地等の土地							備考
川上	蒜山東茅部	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14-1	
		14-2	15	16	17	38	40	41	
		42	44	45	46-1	46-2	47	48	
		50	51	52	53	54	55	56	
		57	58	59	60	61	62	69	
		70	71	77-1	84-2	85	86	87-1	
		88	93	94	95	96	97	98	
		99	100	104-1	105-1	106-1	107	110	
		115	116-1	117	118	119	120	121	
		122	123	124	125	128	166	167	
		168	170	171	172	173-1	177	178	
		181	203-1	210-1	224	225	226	227	
		228	229	230	231	232	233	234	
		235	236-2	237	238-1	240-1	241-1	244	
		246	247-1	250	252	257	259	260	
		262-1	262-2	263	264	266	267-1	270-1	
		271	284-1	286	287	289	290-1	290-6	
		303	304-1	326-1	327-1	329-1	330	332-1	
		332-2	333	334	335-1	336	337-1	338-1	
		339	340	341	342	344-1	344-2	345-1	
		346	347-2	348-1	348-2	349-1	351	352	
		353-1	353-2	354-1	354-2	354-3	355-1	356	
		357-1	358-1	359-1	360	366	367-1	367-2	
		368	369	370	371	372	373	374	
		375	376	379	382	389-1	431	432	
		433	434	462	471	472	473	474	
		475	478	479	480	481	482	483-1	
		484	485	489	490-1	491	492-1	493	
		494	502	507-1	508	509	510	511	
		515-1	515-2	515-3	516	517-1	518	519	
		521	522-1	523	524	526	528	529	
		530	531	532	533	534	535	537	

②現況採草放牧地に係る農用地区域

地域名 ～区域名	区域の範囲	農用地区域に含める現況採草放牧地の土地							備考
川上	蒜山東茅部	388-3 960-1	388-4 1505-2	388-5	388-6	847-1	847-2	911-1	
	蒜山本茅部	105	276-1	644-1					
	蒜山上徳山	1-1	63-1の一部		866-1				
	蒜山西茅部	1480-1	1679-1						
	蒜山上福田	889-3							
	蒜山湯船	640-1							
八束	蒜山中福田	523-10 523-164 957-86 959-35	523-15 523-256 958-14 959-66	523-24 956-1 958-37 959-67	523-26 956-61 959-16	523-58 956-217 959-19	523-156 956-218 959-24	523-158 957-3 959-32	
	蒜山富掛田	9-8 632-17 655-70	9-10 632-39 655-71	9-11 636 655-72	603-1の一部 655-64 655-73	655-65 655-66 666	632-12 655-66	632-15 655-69	
	蒜山富山根	682-27	682-29	682-30	682-85	694-221	694-222	697-22	
	蒜山下福田	27-32	27-78	72-25	952の一部				
	蒜山上長田	4-186 1038-25 1039-2の一部	4-220 1038-31	19-20 1038-152 1066-5	19-21 1038-153 1066-6	1038-2 1038-154 1695-23	1038-21 1038-215 2302-151	1038-23 1038-228	
	蒜山下長田	16-14 26-7の一部 474	16-18 26-15 476-1の一部	16-19 26-15	16-20 27-1 477の一部	24-1の一部 462	25-5 471の一部		

イ 現況農業用施設用地に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内の土地である、次の土地について農用地区域とする。

地域名 ～区域名	区域の範囲	農用地区域に含める現況農業用施設用地の土地							備考
川上	蒜山東茅部	20	43-1	43-2	193-1	193-2	213	329-2	
		331-1	353-3	353-4	514-2	599	600-1	635-2	
		671	712-298	718	1169	1171	1248	1263-1	
		1263-2	1768	2122					
	蒜山西茅部	795-1	959-1	960-1	960-3	1092-2	1092-3	1092-4	
		1301	1530	1533-1	1533-2	1573-3	1581		
蒜山本茅部	318	397-1	397-3	347-1	481-1	494-30	504-1		
蒜山上徳山	3-1の一部		3-31	3-172	3-174	3-175	3-176		
	3-313	29	35	38	233	238-1	238-3		
	385-2	461-1	461-3	461-8	461-9	461-10	600-6		
	600-7	637-1	637-2	1268-1					
蒜山下徳山	71	72-1	78-1	78-4	623	629	664-2		
	649-2	665-2	677-1	689-1	698	699	710		
	714	715-1	728	731-1	785	804の一部			
	840	849	850	851	852	1034の一部			
蒜山湯船	218-1	265-3	369	451-6					
八束	蒜山中福田	221-1	467-3	468-2	469-4	469-13	478-2	523-42	
		523-207	523-228	523-310	613	614-1	614-2	958-1の一部	
		958-34の一部		958-57の一部		958-205	958-212	958-215	
	959-82	960-19	960-20						
蒜山富掛田	43-1	261の一部		479-3の一部		603-1の一部			
	631-15の一部								
蒜山富山根	76	136-1	231-2	249	251	252-1	326-2		
	326-3	331-1	331-2	331-3	333-1	516-44	516-51		
	615-1	629	631-1	643-1	679-2	679-4	679-5		
	679-6	679-7	682-35の一部						

ウ 現況森林・原野等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内の土地である、次の土地について農用地区域とする。

地域名 ～区域名	区域の範囲	農用地区域に含める現況森林・原野等の土地	備考
八束	蒜山上長田		

## (2) 用途区分

地域名及び地区名	用途区分	備考 (ha)
川上地域	農地・・・・・・・・・・ 562.4 採草放牧地・・・・・・ 363.3 農業用施設用地・・・・ 9.5	
八束地域	農地・・・・・・・・・・ 856.0 採草放牧地・・・・・・ 583.4 農業用施設用地・・・・ 11.3	戸谷 山林・原野等→農地 中野 山林・原野等→農地 下長田 山林・原野等→農地
中和地域	農地・・・・・・・・・・ 247.1 採草放牧地・・・・・・ 18.9 農業用施設用地・・・・ 2.3	
湯原地域	農地・・・・・・・・・・ 417.1 採草放牧地・・・・・・ 19.8 農業用施設用地・・・・ 3.7	
勝山地域	農地・・・・・・・・・・ 391.5 採草放牧地・・・・・・ 72.6 農業用施設用地・・・・ 3.5	
美甘地域	農地・・・・・・・・・・ 241.0 採草放牧地・・・・・・ 3.3 農業用施設用地・・・・ 1.0	
久世地域	農地・・・・・・・・・・ 299.1 採草放牧地・・・・・・ 1.5 農業用施設用地・・・・ 0.3	
北房地域	農地・・・・・・・・・・ 633.4 採草放牧地・・・・・・ 2.4 農業用施設用地・・・・ 1.9	
落合地域	農地・・・・・・・・・・ 868.8 採草放牧地・・・・・・ 33.5 農業用施設用地・・・・ 34.8	
計	農地・・・・・・・・・・ 4,516.4 採草放牧地・・・・・・ 1,098.7 農業用施設用地・・・・ 68.3 計・・・・・・・・・・ 5,683.4	